

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の重要事項説明書

訪問看護提供にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社トラネス
所在地	〒850-0001 長崎県長崎市西山4丁目474番6
代表者名	代表取締役 馬場洋平
電話番号	電話 095-804-9756 FAX 095-801-2295

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションあすなろ
指定番号	4 2 6 0 1 9 0 6 3 4
所在地	〒850-0001 長崎県長崎市西山4丁目474番6
電話番号	電話 095-804-9756 FAX 095-801-2295

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的: 利用者が住み慣れた地域または在宅で継続して生活できるよう、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針: (1) 訪問看護ステーションあすなろ(以下、本事業所という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。

(2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、市町村、地域保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 職員体制

職種	常勤		非常勤	備考
	専従	兼務	専従	
管理者		1		通所介護 管理者兼務
訪問看護師 (保健師保有者含む)	看護師	12	6	
	准看護師			
理学療法士	7			
作業療法士	1			
事務員	2			

5. 営業及び営業時間

営業日	月曜～土曜日 年始(1月1日～1月3日)を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※24時間365日体制にて電話相談及び緊急時訪問を行っております。

6. 通常の事業の実施地域

長崎市(離島を除く)、時津町、長与町

7. 提供するサービス

本事業で行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行います。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書を交付します。

計画書には、利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供します。

サービス内容: 病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、療養上の世話、床ずれの予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行います。

(3) 訪問看護報告書の作成を行います。

(4) 主治医、地域包括センター等関係者との必要な連携を行います。

8. 利用料の支払いについて

契約者は、別紙に定める利用料金等を基に計算された月毎の合計金額を翌月末日までに、下記いずれかの方法でお支払いください。

(1) 指定口座への振込み(十八親和銀行 本原中央支店)

(2) 金融機関口座からの自動引き落とし

※基本的に口座自動引き落としの設定をお願いしております。

9. 利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

(2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時を利用者に掲示して協議します。

10.サービス実施時の留意事項

(1)定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

(2)訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。

但し、事業所は訪問看護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(3)備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

11.緊急時における対応について

(1)事業所の従業者は、サービスの提供中に事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

(2)管理者は、市町村、利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

12.苦情の申し立て窓口

訪問看護ステーションあすなろ 苦情相談窓口	管理者 馬場 琴子 電話:095-804-9756 FAX:095-801-2295
外部苦情申立機関	長崎市役所:高齢者すこやか支援課 電話:095-829-1146 FAX:095-829-1228
	長崎県国民健康保険団体連合会 電話:095-826-1599 FAX:095-826-1776
	長崎県運営適正化委員会 電話:095-842-6410 FAX:095-842-6740
	長崎県長寿社会課 高齢者相談窓口 午前9時～午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日除く) 電話 095(895)2431 FAX 095(895)2576

13.虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- ①虐待を防止するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。
 - ②虐待防止のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、虐待のための研修を定期的実施します。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおきます。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
 - ②ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

指定訪問看護・介護予防訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

所在地 〒850-0001 長崎県長崎市西山4丁目474番6

指定居宅サービス事業者 訪問看護ステーションあすなろ

(説明者)氏名 馬場 琴子 (管理者)

指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書別紙1
利用料金表

【介護保険対象の方】

(1) 基本サービス費

■訪問看護費（要介護1～5）

分類	所要時間	基本単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護費 (看護師)	20分未満	314単位	3,205円	321円	641円	962円
	30分未満	471単位	4,808円	481円	962円	1,443円
	30分以上1時間未満	823単位	8,402円	841円	1,681円	2,521円
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回20分	294単位	3,001円	301円	601円	901円

■介護予防訪問看護費（要支援1・2）

分類	所要時間	基本単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護費 介護予防 (看護師)	20分未満	303単位	3,093円	310円	619円	928円
	30分未満	451単位	4,605円	461円	921円	1,382円
	30分以上1時間未満	794単位	8,106円	811円	1,622円	2,432円
	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,1128円	1,113円	2,226円	3,339円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回20分 *利用を開始した日の属する月から起算し て12月を超えた期間に介護予防訪問看護 を行った場合 -5単位	284単位	2,899円	290円	580円	870円

(2) その他加算費用 (状態によって料金が加算されます)

	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算Ⅰ※1 (1ヵ月に1回)	500 単位	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加算Ⅱ※2 (1ヵ月に1回)	250 単位	2,552 円	256 円	511 円	766 円
複数名訪問看護加算 (30分未満)	i 看護師 254 単位	i 看護師 2,593 円	i 看護師 260 円	i 看護師 519 円	i 看護師 778 円
	ii 看護補助者 201 単位	ii 看護補助者 2,052 円	ii 看護補助者 206 円	ii 看護補助者 411 円	ii 看護補助者 616 円
複数名訪問看護加算 (30分以上)	i 看護師 402 単位	i 看護師 4,104 円	i 看護師 411 円	i 看護師 821 円	i 看護師 1,232 円
	ii 看護補助者 317 単位	ii 看護補助者 3,236 円	ii 看護補助者 324 円	ii 看護補助者 648 円	ii 看護補助者 971 円
長時間訪問看護加算	300 単位	3,063 円	307 円	613 円	919 円
初回加算 (新規で 初回の訪問看護を行 った月のみ)	i 350 単位/月	i 3,573 円	i 358 円	i 715 円	i 1,072 円
	ii 300 単位/月	ii 3,063 円	ii 307 円	ii 613 円	ii 919 円
退院時共同指導加算	600 単位	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円
緊急時訪問看護加算	i 600 単位	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円
	ii 574 単位	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円
ターミナルケア加算	2,500 単位	25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円
看護体制強化加算Ⅱ (訪問看護)	200 単位/月	2,042 円	205 円	409 円	613 円
看護体制強化加算Ⅱ (介護予防訪問看護)	100 単位/月	1,021 円	103 円	205 円	307 円
専門管理加算	250 単位/月	2,552 円	256 円	511 円	766 円
口腔連携強化加算	50 単位/月	510 円	51 円	102 円	153 円

指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書別紙2
利用料金表

【医療保険対象の方】

1. 訪問看護基本療養費

基本療養費（Ⅰ）	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで 1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降 訪問1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円

基本療養費（Ⅲ） ※同一日に2人まで	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで 1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降 訪問1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円

基本療養費（Ⅲ） ※同一日に3人以上	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで 1日につき	2,780円	278円	556円	834円
週4日目以降 訪問1日につき	3,280円	328円	656円	984円

基本療養費（Ⅲ）	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
入院中在宅療養に備えた一時的な外泊にあたり、訪問看護が必要であると認められた方 入院中1回限り ※末期の悪性腫瘍、神経難病、特別管理加算の対象者は入院中2回まで	8,500円	850円	1,700円	2,550円

2. 訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型Ⅰ 月の初日の訪問の場合	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
月の2回目以降の訪問の場合	3,000円	300円	600円	900円

3. 精神科訪問看護基本療養費

基本療養費（Ⅰ）		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで 1日につき	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降 訪問1日につき	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円

基本療養費（Ⅲ） ※同一日に2人まで		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで 1日につき	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降 訪問1日につき	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円

基本療養費（Ⅲ） ※同一日に3人以上		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで 1日につき	30分未満	2,130円	213円	426円	639円
	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
週4日目以降 訪問1日につき	30分未満	2,550円	255円	510円	765円
	30分以上	3,280円	328円	656円	984円

基本療養費（Ⅳ）	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
入院中在宅療養に備えた一時的な外泊にあたり、訪問看護が必要であると認められた方 入院中1回限り ※末期の悪性腫瘍、神経難病、特別管理加算の対象者は入院中2回まで	8,500円	850円	1,700円	2,550円

4. 加算

加算内容		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	1月につき	6,800円	680円	1,360円	2,040円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	イ 2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	ロ 2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者のうち重症度等の高い利用者 ※1	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別な管理を必要とする利用者※2	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時に加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	退院後特別な管理を必要とする利用者に対して退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されるもの	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	初回訪問時に加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算	早朝 午前6時～午前8時 夜間 午後6時～午後10時 日に1回に限り	2,100円	210円	420円	630円
	深夜 午後10時～翌6時 日に1回に限り	4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 週に1回	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師 週に1回	3,800円	380円	760円	1,140円
	看護師等 または看護補助者 週に3回	3,000円	300円	600円	900円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算	週1回限り	5,200円	520円	1,040円	1,560円
訪問看護ターミナルケア療養費	1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
在宅患者連携指導加算	月に1回限り	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月に2回	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算	月に1回	50円	5円	10円	15円
訪問看護情報提供療養費	1月につき	1,500円	150円	300円	450円

営業日外	土・日曜日	別途料金なし
	正月 (1/1~1/3)	
死後の処置		11,000 円 (物品、処置料を含む)

指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書別紙3
利用料金表

【介護保険】

※1 特別管理加算Ⅰ

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- 気管カニューレを使用している状態
- 留置カテーテルを使用している状態

※2 特別管理加算Ⅱ

- i 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- 在宅血液透析指導管理を受けている状態
- 在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- 在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ii 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- iii 真皮を超える褥瘡の状態
 - ① NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度
 - ② DESIGN-R 分類 D3、D4 または D5
- IV 点滴注射を3日以上行う必要があると認められる状態

【医療保険】

- ※1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態にある者
- 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- 気管カニューレを使用している状態にある者
- 留置カテーテルを使用している状態にある者

- ※2 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- 在宅血液透析指導管理を受けている状態
- 在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- 在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態
- 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある者
- 真皮を超える褥瘡の状態にある者
 - ① NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度
 - ② DESIGN-R 分類 D3、D4 または D5
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者